

車体課税

取得

保有

利用

走行

国の財源

ガソリン車

消費税率10%時に
自動車取得税を廃止し、
自動車税・軽自動車税
に環境性能割を導入。

ディーゼル車

自動車税
(道府県税)

自動車重量税
(国税)

揮発油税
地方揮発油税
(国税)

※地方揮発油税は
地方に全額譲与

LPG車

※環境性能割を取得時の
課税として導入

石油ガス税
(国税)

※地方に一部譲与

軽自動車

軽自動車税
(市町村税)

※環境性能割を取得時の
課税として導入

※地方に一部譲与

揮発油税
地方揮発油税
(国税)

※地方揮発油税は
地方に全額譲与